

令和6年度新庄市浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金補助金の概要

令和6年7月25日からの大雨により被害を受けた住宅の復旧等工事に対し、補助金を交付する制度です。

1. 対象者

次のいずれにも該当する方

- ①自らが居住する住宅の復旧等工事を行う方(現に復旧等工事を行っている方及び復旧工事を完了している方も含む)
- ②市から罹災証明書の交付を受け被害の程度が、半壊、準半壊、準半壊には至らない(一部損壊)の証明を受けた方
- ③市税等の滞納がない方
- ④暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有しない方

2. 補助対象工事

自らが居住する住宅で、今回の大雨により被害を受けた箇所の復旧等工事が対象ですが、ただし、災害救助法に基づく応急修理の工事並びに、新庄市住宅リフォーム総合支援事業費補助金の対象とした工事は含みません。

3. 補助金の額

住宅1戸につき、補助対象工事に要する費用の額又は45万円のいずれか低い額。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。補助金の交付は、住宅1戸につき1回に限ります。

4. 申請方法

次の書類を都市整備課に提出してください。

- ①交付申請書
- ②工事計画概要書
- ③復旧等工事の見積書
(工事が完了している場合は、内訳明細が記載された請求書の写し等)
- ④復旧等工事に着手する前の工事箇所の写真又はこれに代わる資料
- ⑤同意書
- ⑥暴力団排除に関する誓約書
- ⑦その他市が求める書類

5. 実績報告

令和7年2月28日必着

ウラに続きます

7. その他

- ①住宅の性能・工事内容及び施工業者に条件はありません。
- ②施工前後の写真があれば、交付決定前でも工事着工が可能です。着工前の写真がない場合は、写真に代わる資料が必要となります。
- ③二世帯住宅の場合は1戸とします。
- ④災害救助法に基づく応急修理や住宅リフォーム補助事業と併用する場合は、支援制度ごとに対象工事を分け、それぞれの工事について各制度の要件を満たすことが必要です。

(お問い合わせ先)新庄市役所都市整備課まちづくり推進・雪対策係 TEL29-5822

◆新庄市浸水住宅復旧緊急支援事業費補助金補助金 手順と必要な書類

①復旧等工事の内容検討



施工業者と工事内容を確認し、見積もりをもらってください。
※工事内容は災害救助法に基づく応急修理や住宅リフォーム補助事業の対象とした
工事を含めることはできません。

②補助金の交付申請をする



交付申請書を作成し市役所(都市整備課)へ提出

- | |
|---|
| 必要書類(1)交付申請書
(2)工事計画概要書
(3)見積書(工事が完了している場合は、内訳明細が記載された
請求書の写し等)
(4)着手する前の工事箇所の写真又はこれに代わる資料
(5)同意書
(6)暴力団排除に関する誓約書 |
|---|

※工事計画概要書は住宅の図面に要件工事箇所を明記してください。
※既に工事を開始又は完了し、着手する前の写真がない場合は、被災状況の
資料を提出してください。

補助金の交付が決定する(市役所より通知)

※申請を受付してから交付決定まで7~14日ほどかかります。

③工事の契約をする



申請者と工事業者が契約書を取り交わす。
請負契約書の様式は任意です。

工事開始

※既に工事を開始している場合は、実績報告時に必要な書類を確認し、工事を続ける。
※既に工事が完了している場合は、④へ。



- | |
|--|
| ・工事中に、完了時に提出する工事中写真を撮影する。
※交付決定通知に添付されている「工事写真撮影のポイント」を参考に、
工事中及び工事後の写真を確実に撮影してください。
・工事前、工事中、完成後で同じ位置から同じ箇所を撮影してください。
・工事写真は分かりやすく、一目でどんな工事か分かるように撮影してください。 |
|--|

※工事範囲の拡大・減少、それに伴う工事費の増減、補助金額の変更など、交付申請
書との相違が発生した場合は、速やかに市役所へ補助事業変更申請書を提出して
ください。

工事完了



ウラに続きます

工事完了後の手順

④実績報告書を提出する

実績報告書を作成し市役所へ提出

- | |
|---|
| 必要書類(1)実績報告書
(2)工事請負契約書の写し
(3)工事代金の領収書の写し
(4)工事中及び完成時の写真 |
|---|

※最終締切は令和7年2月28日必着です。それ以降の提出は受け付けません※

補助金の交付額の確定通知を交付する(市役所より通知)

⑤請求書を提出する

- | |
|---|
| 必要書類(1)補助金請求書(別途資料)
(2)振込先口座の通帳の写(表紙をめくった見開きの部分) |
|---|

指定口座に補助金を交付する | 完了

※偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、交付の決定の取消し、または補助金の返還をしていただきます。

(お問い合わせ先)新庄市役所都市整備課まちづくり推進・雪対策係 TEL29-5822